

ADR「民間紛争解決手続代理関係業務」 法務大臣認定土地家屋調査士を目指そう!!

日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田潤一郎

1 社会から要請される土地家屋調査士として

私たち土地家屋調査士は、国民から求められて成り立っている国家資格です。制度発足から75年、その制度を盤石なものとして国民に貢献し続けていくためには、社会のニーズ及び変革を速やかに捉え、私たちも変化し続けていく必要があります。いわゆる一般業務である測量等での境界立会いや不動産に関する相談等においても、民法や民事訴訟法等の実務的知識や、隣接法律専門職としてのより高い倫理の習得が、必要不可欠となっています。これまでの知識以上のものが求められる場面が増えていることを肌で感じている方も多いのではないのでしょうか。これは土地家屋調査士が使命を果たしていくことへの社会の要請でありましょう。

私たちは、国民の大切な財産である不動産を守るためにも、隣接法律専門職としての自覚のもと法律知識にも習熟している「新しい土地家屋調査士」として、国民はもとより、法曹界からも必要とされる境界紛争の専門家としての活躍が期待されています。そのことが、実質的な業務拡大や社会的信用にもつながっていきます。

2 法務大臣認定土地家屋調査士になろう

ADR認定土地家屋調査士は、「紛争解決の場における一方当事者の代理人」として活動するための専門知識、憲法・民法・民事訴訟法等を理解しているだけでなく、高度な倫理観、教養が求められます。既に全国の土地家屋調査士のうち若い方を中心として約3分の1の方が取得し、その知識を生かして日々の業務に役立て活躍しています。

皆さんも法務大臣認定土地家屋調査士となることにより、今まで以上に境界紛争や法律について、より豊富な知識を持ち、強くて新しい土地家屋調査士として、日々の業務に生かすことができます。

個々の業務においても未然に紛争を防ぎ、依頼者に安心・安全をもたらすことができる境界の専門家として活躍できる道が開けます。当然、報酬を得てADR業務受任前の相談に当たることも可能です。

連合会においては、法務大臣認定土地家屋調査士が、十分な活動ができるよう、各地域の土地家屋調査士会と弁護士会が連携を図ることができる環境作りを進めており、多面的な活動の場を提供すること、実績を積み重ねることを通じて、土地家屋調査士の業務範囲の拡大やイメージアップにもつなげております。

特別研修の趣意をご理解いただき、一刻も早く本研修を受講され、法務大臣認定土地家屋調査士として活躍されることを期待しております。